

官民競争入札等監理委員会 第320回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第320回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和7年2月14日（金）10:00～10:50

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○日本年金機構／国民年金保険料収納事業

3. 令和6年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況【非公開】

4. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集結果について【非公開】

5. 閉 会

<出席者>

（委 員）

石田委員長、中川委員長代理、石川委員、井上委員、大見委員、岡本委員、奥委員、
小尾委員、川澤委員、近藤委員、辻委員、中島委員、前田委員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○石田委員長 おはようございます。定刻となりました。第320回官民競争入札等監理委員会を開始させていただきます。

それでは、議事次第のとおり、2から4について御議論いただきます。このうち、議題3及び4につきましては、御審議いただく内容が総務省における検討段階のものであること、また、率直かつ自由に御意見を交換していただく観点から、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとします。

それでは、議事次第2の「実施要項（案）について」、御審議いただきたいと思います。実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Aの案件、「日本年金機構／国民年金保険料収納事業」について、主査の中川委員より説明をお願いします。

○中川委員長代理 国民年金保険料収納事業の実施要項（案）について、資料1－1、審議結果報告書に従いまして御報告いたします。

本事業は、日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者に対する納付督促業務、免除等申請勧奨及び実施状況報告業務を行うものです。

公共サービス改革法第33条、国民年金法の特例に基づいた事業でございます。

事業期間は令和8年5月から令和11年4月までの3年間、現在、令和5年度開始事業を実施しており、同事業の評価は令和7年6月に予定しております。

今回の実施要項（案）では、2. 競争性を改善するために実施した取組に記載の見直しを行っております。

主なところを御紹介しますと、（1）履行準備期間の見直しとして、事業者からの意見を踏まえ、移行準備期間を前回調達の「3か月間」から「9か月間」とするように見直しています。

また、（2）入札単位の見直しをしており、小規模地区においてイニシャルコストの回収が難しいことが参入障壁であるとの問題意識から、入札単位を「16地区」から「4地区」に見直しています。

また、（3）評価項目の見直しとして、技術点の評価項目について、現契約事業者と新規事業者との格差是正の観点から見直しをしています。

これらの見直しを行って、実施要項（案）に対する小委員会における審議結果につきまして、3. 実施要項（案）の審議結果に詳しく記載がございます。実施要項（案）を修正した御指摘としては、論点6に記載の技術点の評価項目についての御指摘となります。1席1時間当たりの平均電話件数と、接触者との通話から督促事蹟の入力までに要する時間の提出を求める案でしたが、応札する事業者の負担軽減に鑑み、「接触者との通話から督促事蹟の入力までに要する時間」を削除し、「1席1時間当たりの平均電話件数は、目標を達成するために合理的かつ効率的な業務量であるか」と修正しております。

なお、論点4、5、11につきましては、小委員会としては、原案のまま、審議を終了しております。御意見の趣旨は理解できるものの、現実的には応札者に大きな疑義や既存事業者と新規応札者の間に不公平が発生するリスクが想定できない場合を想定してまで細かな定義を置くことは不要との判断からです。

最後に、パブリックコメントの対応ですが、実施要項（案）を用いた情報提供依頼の形で行い、7社から延べ12件の意見が寄せられ、必要な修正を行ったことを報告いただき、小委員会として了としたところでございます。

報告は以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、ただいま説明がありました案件について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。

では、川澤委員、お願いします。

○川澤委員 説明どうもありがとうございました。

1点、履行準備期間の見直しで、意見聴取を踏まえて「9か月」に延長という形で御対応くださったと思います。延ばすということ自体に異論はないですが、「9か月」というのはかなり長い印象を持ちまして、現行事業者側にとっての負担であるとか、その辺りの御議論がもしあれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大上参事官 御質問ありがとうございます。

こちらは事業者ヒアリングをした結果ということで、伺っている範囲でのお答えになりますけれども、こちらの業務、御承知のとおり、かなり規模が大きくて、システム構築なども必要な業務と伺っております。新規に入る際は、この程度の期間がないと、やはり準備ができないという意見を踏まえて、「9か月」としたと事務局では聞いているところでございます。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○石田委員長 では、石川委員、お願いします。

○石川委員 ありがとうございます。

これは事務局に教えていただければと思うのですが、この事業は、非常に重要な業務と思います。実態として、滞納者はどれくらいいるのでしょうか、滞納者が実際には、増えているのでしょうか、それとも減っているのでしょうか。また電話での督促も難しいと思われました。現在、電話をとる方も少ないのではないかと思います。特殊詐欺の対策もありますので。また、留守電になっている可能性もあります。この事業自体を進めるのも難しいのではないかと思います。それゆえ、履行準備期間の見直しですとか、いろいろされる必要があるだろうと理解しております。後ほど、お調べいただいても構いませんけれども、いかがでしょうか。もしも、今、分かれば教えていただきたく思います。

○大上参事官 御質問ありがとうございます。

公表資料ベースということで、もし不足であれば、別途、メールなどで確認いたします

けれども、保険料納付率の推移ということで公表されているのが、納付率が大体80%、これはずっと年金機構の目標として掲げて取り組んでいて、近年、たしか達成されたということで、年金機構にとっては、かなり大きなターニングポイントだったと伺っております。令和5年のプレスリリースで8割ということ、それは本当にずっとターゲットとして地道に取り組んできたと聞いております。

その上で、御質問の内容、特にコロナの関係で、前の期の実施要項のときだったと思いますが、もともと、納付率の向上ということもあって、伝統的には訪問ですとか、そういった取組をやっていましたが、それができなくなったということで、ではどうしようかということがありました。特に民間委託する中身としては、受託事業者も訪問業務というのはなかなか難しいという議論があって、たしか前回、訪問というところを外して、年金機構で必要に応じてやるということで業務を切り分けたという経緯があったと認識しております。まさに、電話、郵送、なかなか難しいよねという問題意識を年金機構でも持っているようでして、例えば、電話というのはなかなか出ないというのはそうかもしれませんが、郵送も、単に納付書を送るのではなくて、必要事項を記載した上で返してもらうみたいな、いろいろな工夫をするとともに、滞納者もいろいろな方がいらっしゃいますので、滞納者のタイプに応じて、年金機構でも対策を講じていると伺っているところでございます。一旦、回答をさせていただきます。

○石川委員 実態が大体分かりましたので、ありがとうございます。

○石田委員長 ほかに、委員の皆様、御意見、御質問がおありの方はいらっしゃいますか。

○中島委員 よろしいですか。

○石田委員長 はい、どうぞ。

○中島委員 では、資料1-1で論点として出ていました論点8、賃上げによる加点措置の項目ですけれども、加算はできないということだと思うんですが、適正な給与、賃金、どのように事業者さんが確保するかというのはどこでチェックをするのかというのが1点。

それからもう1点ありまして、資料1-2ですけれども、382分の7のところです。事業報告書作成等とか報告業務というところがあって、日時報告、週次報告、月次報告、幾つか書いてあるわけですがけれども、これを実際に民間の方にやっていただいた上で、年金機構で、それを次の督促なり何なりにつなげていく、そういう連携というのはこういう事業には一番大切だと思いますけれども、この関連が195ページか何かに出ていましたけれども、基本的に、この報告は、そもそも、これぐらいの頻度で必要なものなのか。過度に民間の事業者がこの報告を求めていて、非常に悪い言い方ですがけれども、毎週、報告をもらっているけれども、実際に機構で処理しているのは2週間に1回とか1か月に1回だったら、こんな頻度は要らないではないかとか、そういう点について、民間の事業者からの御意見とか提案とかが吸収できるような形になっているのかという点をお聞きしたいなと思っていました。

それから、その前の御質問で、たしか滞納されている方の数ですけど、382分の39

以降に、それぞれの事務所ごとに書いてあって、私もこれをかなり多いなと思いながら見ていたので、御参考にお示しさせていただきます。お願いします。

○大上参事官 御質問ありがとうございます。

1つ目、論点にもございました御指摘のありました賃上げのところ、こちら基本的にどの調達もそうですけれども、予算をつくる時に見積りをつくります。そのときに、どの程度の賃金相場で、どのぐらいの額が必要かというのは、かなり調査をした上でやっておりますので、それに見合う額を提示して、それで応札していただくというところが調達の仕組みですので、まず、そこで受注者側は必要な賃金の水準を確保するというところを取り組んでいるのかなというところまで、具体的にどのぐらいの賃金かというのは、委託ですので、まずはそこで必要な額を確保して、入札していただくというところが受注者側の立場なのかなと思います。お答えになっていないかもしれませんが、一旦これでお答えさせていただきます。

もう一つ、貴重な御指摘をいただきました。報告頻度につきましては、ここまでは、必要な業務ということで説明を受けていて、それがどのぐらい活用されているのかということころまでは議論になっていないところでしたので、この点は年金機構にも伝えさせていたしまして、回答をお伝えするということによろしかったでしょうか。

○中島委員 はい、もちろん、それで構わないです。

自分たちが今やっているものでも同じようなことがあるのだけれども、実際に受託された事業者から業務改善の提案を受けるような、そういう仕組みというものを中に盛り込んでいくのもすごく必要なことだと思うので、これは最初の契約のときに必要だというよりも、相手方とのその後のお話し合いの中で受け入れる姿勢というのを示していくのが、これから重要になってくるかなと思います。

それから、最初のほうは、今こういう世の中ですので、受託業者が適正な賃金体系の下でやっているかというのは、これは実績なり何なりの中でチェックしていくというのは必要なニーズになってきているのではないかなとは思いますが、可能な限りお願いしたいなと思います。

○大上参事官 貴重な御意見ありがとうございます。御意見として承らせていただきたいと思います。

○石田委員長 それでは、ほかに御意見、御質問のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。それでは時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました「実施要項（案）について」は、中島委員から、報告頻度が過度なものになっていないのかについては機構に確認していただくということで、監理委員会としては、異存はないということにしたいと思います。

続きまして、議題３及び４は非公開での審議となります。

(中略)

○石田委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了しました。

これで本日の監理委員会を閉会します。ありがとうございました。

—— 了 ——